

## (8) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成28年1月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

神戸市 個人

### 2 和解の要旨

- (1) 県は、損害賠償金60,000円を支払うものとする。
- (2) 和解の相手方は、その余の各請求をいずれも放棄するものとする。
- (3) 県及び和解の相手方は、県と和解の相手方との間には、本件交通事故に関し、本件和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認するものとする。
- (4) 訴訟費用は各自の負担とするものとする。

### 3 事故の概要

- (1) 事故発生年月日

平成25年1月2日

(2) 事故発生場所

西伯郡伯耆町小林地内

(3) 事故の状況

鳥取県八橋警察署所属の職員が、公務のため小型特種自動車（パトカー）を運転中、路面の積雪によりスリップして路上に停止したところ、和解の相手方所有の普通乗用自動車を含む複数の後続車両がスリップして互いに衝突し、和解の相手方所有の車両が破損したものである。

4 和解の理由

本件交通事故に係る損害賠償請求事件について、このたび、神戸地方裁判所から和解勧告があり、これに応じるものである。